

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に派遣契約社員として雇用され、D内の第一課に配属となり、放送運行用のデータの制作及びチェック等のスタンバイ業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から、幻聴及び幻覚などの被害妄想が出現し、自分を含め家族も会社の人に殺されると感じ、症状が悪化していったことから、平成〇年〇月〇日E病院に受診したところ「統合失調症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、会社での暴行が原因で本件疾病を発病したとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無と発病の時期について

当審査会は、請求人の主治医であるF医師の所見及び労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会の意見並びに請求人の症状の出現・療養の経緯や平成〇年〇月上旬に幻聴が聞こえておかしいなどと思い始めた旨の申述に鑑み、決定書理由第2の2の(2)のア及びイに説示するように、本件疾病を平成〇年〇月上旬に発病したとの審査官の判断は妥当であると判断する。

(2) 請求人が主張する平成〇年〇月上旬の発病前おおむね6か月間における業務による出来事の内容及び当該出来事の心理的負荷の評価については、決定書理由第2の2の(2)のウに説示するとおりであり、当審査会としても妥当であると判断する。

また、当審査会は、決定書理由第2の2の(2)のカで説示するとおり、業務による出来事として心理的負荷の評価の対象となる出来事は「放送事故」のみであり、その総合評価は「弱」であって、請求人に発病した本件疾病は業務上の疾病とは認められないとし、さらに、発病後の出来事として「特別な出来事」に該当するものはなく、自然経過を超えて著しく悪化したという事実も認められないとする審査官の結論は妥当であると判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないことから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。